

〔倭訓栞前編三十三〕もかう。帽額と書り、延喜式、江次第に見ゆ、本は首服也、通典に、古之人帽而額スと見えたり、帽子と抹額とをいふなるべし、それを借て翠簾翠の縁に懸る物の名とせる也といへり、清少納言が、夏のもかうのあざやかなるといへる是也、類聚雜要に、面額とも書たる、今もつかふの紋といふも是なり、水引の事也、○中西宮記に、撤尋常御簾改簾以鈍色細布爲端帽額、と見えたり、白樂天が詩に、錦額簾高捲と、錦を用ゐたる帽額なりといへり、

〔白氏文集十五〕題周皓大夫新亭子二十二韻

東道常爲主、南亭別待賓、○中錦額簾高卷、銀花盞慢巡、○下

〔貞丈雜記十四家作〕一みすのもこうと云は、簾の上の方に萌黄色の緋に、黒く❀如此なる紋をいくらも染たるを、一幅横にはりたるを云、俗にもつこうきぬと云也、もかうは帽額と書也、ひたるをおほふとよむ、出入る人のひたるの上におほふ故の名也、人の家の紋にもつこうと云、紋も、帽額に染たる紋なれば、もつかうと云也、又みすのもこう、禁裏將軍家には、金らんを用らる、常の人の簾には、右に云如くなるもかうを用ゆ、もかうは簾の外にあり、内にはなし、

〔江家次第正二〕七日節會裝束

身屋九間四面壁代帷褰之、若天皇不御之時、從身屋東第四間西柱、南北行構簾臺、懸錦額御簾、西六間身屋南面又懸之、御簾内當御帳東立、亘大宋御屏風、伴簾臺木工寮供奉、錦額○尋常版位南去三許丈構立舞臺、○中其東西北面懸亘帽額、不繪、

〔江家次第正三〕曙射裝束

懸御簾於校書殿東庇北第二間、及南殿西庇二間西階戸間等、南殿錦額

〔江次第抄一〕錦額 延喜大藏式云、大極殿懸繡額云々、錦額者簾之帽額也、

〔江家次第七八〕相撲召合裝束